

— 住宅を**新築**する場合の支援制度 —

Ｈ27. 4月現在

※二世帯住宅、併用住宅、共同住宅等を新築される場合は、受給できない補助金があります。事前にご相談下さい。

<p>① 被災者生活再建支援金（加算支援金）</p> <p>住宅が全壊（半壊解体含む）した世帯が、新たに住宅を建設する場合に支給されます。</p> <p>【申請期限】平成30年4月10日まで</p> <p>【支給額】複数世帯：■万円 単身世帯：■万円</p>	<p>必要書類</p> <p>①申請書 ②契約書（工事の着工日、完成日の記載があるもの）</p>
<p>② 県被災者住宅再建支援事業補助金（県補助金）</p> <p>県内で住宅が全壊（半壊解体含む）した世帯が、県内で新たに住宅を建設する場合に補助されます。</p> <p>【申請期限】平成31年3月31日まで</p> <p>【補助額】複数世帯：■万円 単身世帯：■万円</p> <p>※工事費・購入費が上記補助額に満たない場合は、その領収書・請求書の額となります。（千円未満切り捨て）</p>	<p>必要書類</p> <p>①申請書 ②契約書（工事の着工日、完成日の記載があるもの） ③請求書または領収書 ④登記簿謄本 ⑤通帳 ⑥印鑑</p>
<p>③ 大槌町被災者新築住宅支援事業補助金（町独自新築 ■万円）</p> <p>住宅が全壊（半壊解体含む）した世帯が、町内で新たに住宅を建築する場合に補助されます。</p> <p>【申請期限】平成31年3月31日まで</p> <p>【補助額】建物一棟に対して ■万円</p> <p>※平成25年8月1日より、■万円が増額となりました。</p> <p>※共同住宅及び併用住宅を建設した場合や、いったん災害公営住宅に入居した世帯は対象外。</p>	<p>必要書類</p> <p>①申請書 ②契約書（工事の着工日、完成日の記載があるもの） ③請求書または領収書 ④登記簿謄本 ⑤罹災証明書 ⑥住民票謄本 ⑦通帳 ⑧印鑑</p>
<p>④ 生活再建住宅支援事業補助金（新築バリアフリー）</p> <p>住宅が全壊（半壊解体含む）又は居住不能となり滅失した世帯が新たに住宅を建設し、バリアフリー化（住宅の品質確保の促進に関する法律の規定に基づく評価方法基準（高齢者等配慮対策等級3））する場合に補助されます。</p> <p>【申請期限】平成31年3月31日まで</p> <p>【補助額】延床面積75㎡未満：■万円 延床面積75㎡以上 120㎡未満：■万円 延床面積120㎡以上：■万円</p> <p>完了申請の際には、全景と各バリアフリー箇所の写真が必要となります。</p>	<p>必要書類（申請時）</p> <p>①申請書 ②罹災証明書 ③滅失又は解体状況写真 ④建築確認済証 ⑤建築確認申請書(写) ⑥住宅性能評価書(写)</p>
<p>⑤ 生活再建住宅支援事業補助金（新築県産材使用）</p> <p>住宅が全壊（半壊解体含む）又は居住不能となり滅失した世帯が新たに住宅を建設し、10立法メートル以上の県産材を使用する場合に補助されます。</p> <p>【申請期限】平成31年3月31日まで</p> <p>【補助額】使用量10㎡以上 20㎡未満：■万円 使用量20㎡以上 30㎡未満：■万円 使用量30㎡以上：■万円</p> <p>完了申請の際には、全景写真が必要となります。</p>	<p>必要書類（申請時）</p> <p>①申請書 ②罹災証明書 ③滅失又は解体状況写真 ④建築確認済証 ⑤建築確認申請書(写) ⑥県産材産地証明書</p>
<p>新規 ⑥ 大槌町産材等利用住宅促進事業補助金</p> <p>生活再建住宅支援事業補助金（新築県産材使用）の交付を受けて（受けようとして）且つ、全体の30%以上に大槌町産材等を使用する場合に上乗せで補助されます。</p> <p>【申請期限】平成31年3月31日まで</p> <p>【補助額】大槌町産材等使用：■万円 町内業者による建築：■万円（大槌町産材等使用が条件）</p> <p>※大槌町産材等…大槌町内で伐採もしくは大槌町内で加工された木材</p>	<p>必要書類（申請時）</p> <p>①申請書 ②罹災証明書 ③滅失又は解体状況写真 ④建築確認済証 ⑤建築確認申請書(写) ⑥県産材産地証明書</p> <p>※②～⑥は新築県産材使用補助金と同じ</p>

<p>⑦ 生活再建住宅支援事業補助金（宅地復旧）</p> <p>被災した宅地の所有者等が、宅地の復旧工事を行う場合に補助されます。 【申請期限】平成31年3月31日まで 【補助額】宅地復旧に要する費用の1/2（最大 万円） ※のり面の保護工事、排水施設の設置工事（上下水道の配管は除く）、地盤補強・整地工事、擁壁工事・補強工事、地盤調査及び設計調査費などが対象。 ※ 万円以上の復旧工事に限る。</p>	<p>必要書類（申請時）</p> <p>①申請書 ②復旧工事の費用の明細書または見積書(写) ③被災宅地の状況写真 ④付近見取り図・復旧工事計画図 ⑤被災宅地の所有者が分かる書類</p>
---	---

<p>⑧ 大槌町住宅移転等水道工事費補助金（町独自水道）</p> <p>居住する住宅が全壊あるいは半壊解体した方が大槌町内の水道配水管未整備区域において住宅を新築する際、既設配水管から宅地内の最初の止水栓までの給水管布設工事及び安定供給を図るために設置する機器（加圧ポンプ等）の設置に要する水道工事費用を補助します。 ただし、給水管布設工事において補助対象となる工事は、配水管の分岐から宅地内止水栓までの平面距離が10m以上のものが対象となります。 【申請期限】平成31年3月31日まで 【補助額】工事費の総額から基準額（ 万円）を控除して得られた額で上限 万円（井戸堀削等の自家用水道工事については上限 万円） ※工事の着手前に申請する必要があります。 ※一戸建ての住宅（二世帯住宅を含む）及び併用住宅が対象となります。 ※分譲住宅や営利を目的とする不動産事業に供する住宅整備に伴う水道工事は補助対象外となります。 ※お問い合わせは、大槌町水道事業所（0193-42-2035）までお願いします。</p>	<p>必要書類</p> <p>工事着手前及び完成後に提出いただく申請書類があります。 詳しくは水道事業所（0193-42-2035）までお問い合わせ願います。</p>
--	--

<p>⑨ 大槌町浄化槽設置整備事業補助金（町独自浄化槽）</p> <p>大槌町内の補助金交付対象区域内（公共下水道の事業計画認可区域以外の地域、農業・漁業集落排水処理事業計画区域を除く地域）で、居住または居住予定、もしくは新たに新築する住宅に5人槽から50人槽までの浄化槽を新たに設置、使用する方。 ※お問い合わせは、大槌町役場環境整備課（0193-42-8722）までお願いします。</p>	<p>必要書類</p> <p>事前に対象区域の確認を行いますので、環境整備課（0193-42-8722）までお問い合わせ願います。</p>
---	---

<p>⑩ 大槌町被災者引越補助金（町独自引越）</p> <p>住宅が被災した世帯（半壊以上）が、応急仮設住宅等から大槌町内の新居へ引越する際の費用を補助します。 【申請期限】平成31年3月31日まで 【補助額】上限 万円(千円未満切り捨て) ※防災集団移転促進事業又はがけ地近接等危険住宅移転事業等に係る交付要綱の対象とならない世帯。ただし、災害危険区域の指定前に引越を行った世帯は補助の対象とします。 ※運輸支局から貨物自動車運送事業法に基づく許可を得ている運送業者に支払った実費分の額が対象となります。ただし、引越区間を明記してもらって下さい。 ※交付回数は、一世帯一回とします。 ※エアコン取外、取付、電気工事等は対象外です。</p>	<p>必要書類</p> <p>①罹災証明書 ②引越し費用に係る領収書（引越区間を明記したもの） ③住民票謄本 ④通帳 ⑤印鑑</p>
--	--

参考）複数世帯で全壊の場合。

基礎支援金	①加算支援金	②県補助金	③町独自新築	合計
万円	万円	万円	万円	万円

**仮設住宅・みなし仮設住宅にお住まいの方が住宅再建をされた場合、
仮設住宅・みなし仮設住宅の退去が必要となります。**

※町内の仮設住宅にお住まいの方は、添付の「仮設住宅の退去手続きについて」をご覧ください。
※みなし仮設にお住まいの方は、岩手県 復興局 生活再建課 被災者支援担当（019-629-6917）までお問い合わせ下さい。

住宅ローンの支援

どんなお家？
予算は？
ローンは？

まずは、**再建計画**を考えましょう。

①**建築計画**を立てましょう。

建築業者と相談し、設計図・見積書を作成します。

②**資金計画**を立てましょう。

ローンを組めるか金融機関で相談します。

⑩ 災害復興住宅融資

住宅が全壊又は半壊し、新たに住宅を建設する場合、住宅金融支援機構から低利の融資（当初5年間、基本融資額について年0%）を受けることができます。

【申請期限】平成30年3月31日まで

【**利子負担軽減額**】**〇〇万円～〇〇万円程度**

例）〇〇万円を25年返済で借りる場合、約〇〇万円

なお、防災集団移転促進事業等により移転をしなければならない被災者の方は、災害復興住宅融資の利子分についても補助を受けることができる場合があります。その場合はさらに負担が軽減されます。

※お問い合わせは、住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル（0120-086-353）までお願いします。

必要書類

住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル（0120-086-353）までお問い合わせ願います。

注意）

①記載の金額については、あるモデルケースを設定して試算した参考値です。個別のケースにより異なりますのでご注意ください。
②「利子負担軽減額」は、通常の借入れと比較してどれだけ負担が軽くなるかを示したものです。

⑪ 生活再建住宅支援事業補助金（既往債務）※二重ローンの支援

住宅が全壊又は半壊し、県内で新たに住宅を建設または補修するために借入を行った場合、既存の住宅ローンに対して補助されます。

【申請期限】平成31年3月31日まで

【補助額】**上限なし**

例）〇〇万円を金利2.52%で借入れた直後であれば、約〇〇万円

※既存ローンの今後5年間の利子相当額（新規借入れ額が上限）

必要書類（申請時）

- ①申請書
- ②罹災証明書
- ③金銭消費貸借契約書(写)
- ④返済予定表（既往住宅債務）
- ⑤既往住宅債務の返済残額を証明する書類
- ⑥新債務の金銭消費契約書(写)
- ⑦通帳
- ⑧印鑑

⑫ 大槌町被災者住宅再建事業利子補助金（町独自区画整理事業等利子補給）

住宅が全壊（半壊解体含む）となった土地区画整理事業対象者の方が、対象エリア内で新たに住宅を建設するために金融機関（住宅金融支援機構、民間の金融機関）から融資を受けた場合に補助されます。

【申請期限】平成31年3月31日まで

【補助額】**住宅建設分：上限〇〇万円**

土地購入分：上限〇〇万円

※区画整理事業対象者のうち区画整理区域内に住宅再建を希望している世帯には住宅建設利子分のみ

※区画整理対象以外の被災者で個人的に土地を購入し住宅再建する世帯には住宅建設利子分と土地購入利子分を補助

※一旦、災害公営住宅に入居した世帯は対象外。

必要書類（申請時）

- ①申請書
- ②罹災証明書
- ③登記簿謄本
- ④住民票謄本
- ⑤住宅建設分、土地購入分に係る契約書の写し
- ⑥金銭消費貸借契約書(写)
- ⑦返済予定表（新住宅債務）
- ⑧通帳
- ⑨印鑑

⑬ 大槌町被災者住宅再建事業利子補助金（町独自防集・がけ地事業遡及分利子補給）

住宅が全壊（半壊解体含む）となった防災集団移転促進事業対象者及びがけ地近接事業対象者で、事業実施前に町内に住宅再建をした世帯。もしくは、災害危険区域及び土地区画整理事業対象区域外に住宅を再建する世帯で、新たに住宅を建設するために金融機関（住宅金融支援機構、民間の金融機関）から融資を受けた場合に補助されます。

【申請期限】平成31年3月31日まで

【補助額】**住宅建設分：上限〇〇万円**

土地購入分：上限〇〇万円

土地造成分：上限〇〇万円

※一旦、災害公営住宅に入居した世帯は対象外。

必要書類（申請時）

- ①申請書
- ②罹災証明書
- ③登記簿謄本
- ④住民票謄本
- ⑤住宅建設分、土地購入分に係る契約書の写し
- ⑥金銭消費貸借契約書(写)
- ⑦返済予定表（新住宅債務）
- ⑧通帳
- ⑨印鑑

お問い合わせは、大槌町役場被災者支援室（0193-42-8718）までお願いします。